平成２１年（フ）第８４４４号
大阪府東大阪市柏田西１丁目12番８号
破産者　三山　益弘
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９号
奈良市神殿町665番地の１
破産者　川奈建装株式会社
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７４５号
茨城県常陸大宮市小舟160番地
破産者　株式会社Ｉ・Ｍ―Ｗｏｏｄ
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２１２号
茨城県日立市石名坂町２丁目43番13号
破産者　有限会社宇佐美機械製作所
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１４３５号
横浜市泉区新橋町1900番地の８
破産者　誠和住宅資材株式会社
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２５２号
名古屋市緑区砂田２丁目901番地
破産者　株式会社ケイテック
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７４３号
名古屋市守山区小六町７番23号　メゾン小六701号
破産者　朝比奈亮二
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４７４号
名古屋市昭和区松風町２丁目２番地
破産者　名古屋岬工業株式会社
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５３４号
名古屋市中川区打出２丁目206番地
破産者　有限会社フレッシュエス
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５５６号
大阪市西区新町２丁目14番11号
破産者　岬工業株式会社
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８４４号
東京都江東区亀戸６丁目49番８号
破産者　株式会社ドリーム
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７１５号
大津市関津１丁目５番２号
破産者　有限会社日本創美
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７９０号
神戸市須磨区飛松町２丁目４番９号
破産者　有限会社大西商店
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８５７号
広島県東広島市西条栄町10番30号
破産者　株式会社プロモートサービス
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８５８号
広島県東広島市西条上市町５番５号
破産者　株式会社ニーイチ
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８５９号
広島県東広島市西条上市町５番５号
破産者　株式会社リード
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４８５号
北海道北広島市大曲末広２丁目１番地13
破産者　株式会社北都
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６５号
秋田市川尻町字大川反233番地の107
破産者　秋田コンクリート株式会社
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６６５号
東京都東村山市栄町２丁目38番地17
破産者　有限会社地盤サポート
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２６７号
石川県鹿島郡中能登町良川わ部28番地１
破産者　有限会社オプリカマツダ
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第７３０号
岐阜県各務原市鵜沼各務原町５丁目256番地
破産者　梅村　順一
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３３３号
静岡県掛川市西大渕3359番地
破産者　有限会社イエロールビー
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係